



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

- 57 衆議院議員総選挙における選挙長及びその職務代理者並びに選挙分会長及びその職務代理者並びに最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の住所及び氏名..... 1
- 58 投票用紙の様式..... 2
- 59 選挙長等にする届出等の受理場所..... 7
- 60 選挙公報に掲載する掲載文等の紙面の大きさ等..... 7
- 61 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等..... 7
- 62 政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所等..... 7
- 63 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等名称掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所等..... 8
- 64 選挙会及び選挙分会の場所等..... 8

○ 衆選1選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等..... 8

○ 衆選2選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等..... 8

○ 衆選3選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等..... 9

○ 衆選近畿選挙分会長告示

- 1 選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所等..... 9

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第57号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及びその職務代理者並びに選挙分会長及びその職務代理者並びに最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

| 区分 | 氏名 | 住所 |
|-----------------|-------|---------------------------------|
| 和歌山県第1区選挙長 | 廣谷行敏 | 和歌山市新堀東一丁目1番19号 |
| 和歌山県第1区選挙長職務代理者 | 青野諒 | 和歌山市新留丁3番地1 ユーミー新留丁ファーストステージ105 |
| 和歌山県第2区選挙長 | 角田秀樹 | 和歌山市梶取327番地7 |
| 和歌山県第2区選挙長職務代理者 | 小畑幸司 | 和歌山市匠町9番地 |
| 和歌山県第3区選挙長 | 大沢広太郎 | 田辺市湊38番24号 |

| | | |
|-------------------------|------|------------------------------------|
| 和歌山県第3区選挙長 職務代理者 | 寺村洋和 | 和歌山市友田町三丁目38番地 シャルマンフジスマート友田町1104号 |
| 近畿選挙区和歌山県選挙 分会長 | 廣谷行敏 | 和歌山市新堀東一丁目1番19号 |
| 近畿選挙区和歌山県選挙 分会長職務代理者 | 青野諒 | 和歌山市新留丁3番地1 ユーミー新留丁ファーストステージ105 |
| 和歌山県審査分会長 | 角田秀樹 | 和歌山市梶取327番地7 |
| 和歌山県審査分会長職 務代理者 | 小畑幸司 | 和歌山市匠町9番地 |

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

1 衆議院小選挙区選出議員選挙に使用する投票用紙の様式

| | | |
|-------------------|---|----------------------|
| こうほしやしめい 候補者氏名 | 第四十九回 衆議院小選挙区選出議員選挙投票 (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 | 和歌山県 選挙管理 委員会印 |
|-------------------|---|----------------------|

| | | |
|-------------------|---|----------------------|
| こうほしやしめい 候補者氏名 | 点字投票 第四十九回 衆議院小選挙区選出議員選挙投票 (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 | 和歌山県 選挙管理 委員会印 |
|-------------------|---|----------------------|

備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、あさぎ色(水色)とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

2 衆議院比例代表選出議員選挙に使用する投票用紙の様式

| | | |
|--|--|--------------------------------------|
| せいとう そのたの せいじ だんたい めいしょう せいじ だんたい めいしょう また は 略りやくしょう称 | (注意) 欄内に 政治 党 その 他の 政治 団 体の 名称 又は 略称 は、 一つ 書く こと。 | 第四十九回 衆議院比 例代表選 出議員選 挙投票 |
| | | |
| 和歌山県 選挙管理 委員会印 | | |

| | | |
|--|--|--|
| せいとう そのたの せいじ だんたい めいしょう せいじ だんたい めいしょう また は 略りやくしょう称 | (注意) 欄内に 政治 党 その 他の 政治 団 体の 名称 又は 略称 は、 一つ 書く こと。 | 点字投票 第四十九回 衆議院比 例代表選 出議員選 挙投票 |
| | | |
| 和歌山県 選挙管理 委員会印 | | |

備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、ピンク色(うす桃色)とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

| | |
|---|------------------------------------|
| <p>第二十五回 最高裁判所 裁判官 国民審査 投票</p> <p>点 字 投 票</p> <p>注意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。 注二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。</p> | <p>和歌山県 選挙管理 委員会 印</p> |
|---|------------------------------------|

備考

- 1 大きさは、おおむね縦8.0センチメートル、横12.8センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、ウグイス色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第59号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、選挙長、選挙分会長及び審査分会長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県第1区 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

（令和3年10月19日については、和歌山県庁北別館2階大会議室）

和歌山県第2区 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

（令和3年10月19日については、和歌山県庁北別館2階大会議室）

和歌山県第3区 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

（令和3年10月19日については、和歌山県庁北別館2階大会議室）

和歌山県選挙分会 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

和歌山県審査分会 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

和歌山県選挙管理委員会告示第60号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条第1項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のとおり告示する。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 紙面 おおむね縦15センチメートル、横36センチメートルとする。
- 2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第61号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙
 - (1) 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
 - (2) 日時 令和3年10月19日 午後5時30分
- 2 衆議院比例代表選出議員選挙
 - (1) 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
 - (2) 日時 令和3年10月20日 午後6時

和歌山県選挙管理委員会告示第62号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

2 日時 令和3年10月19日 午後6時

和歌山県選挙管理委員会告示第63号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

2 日時 令和3年10月19日 午後7時

和歌山県選挙管理委員会告示第64号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時並びに最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県第1区

1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室

2 日時 令和3年11月2日 午後1時30分

和歌山県第2区

1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室

2 日時 令和3年11月2日 午後2時

和歌山県第3区

1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室

2 日時 令和3年11月2日 午後2時30分

近畿選挙区和歌山県選挙分会

1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室

2 日時 令和3年11月2日 午後3時

和歌山県審査分会

1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室

2 日時 令和3年11月2日 午後3時30分

衆選1 選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区

選挙長 廣 谷 行 敏

1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

2 日時 令和3年10月29日 午前10時

衆選2 選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区
選挙長 角 田 秀 樹

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和3年10月29日 午前10時30分

衆選3選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区
選挙長 大 沢 広太郎

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和3年10月29日 午前11時

衆選近畿選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区和歌山県選挙分会長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における和歌山県選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区
和歌山県選挙分会長 廣 谷 行 敏

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和3年10月29日 午前11時30分